

大熊町・双葉町の復興等に
向けた重点要望について
(要望書)

令和4年7月

大熊町長 吉田 淳 双葉町長 伊澤 史朗

大熊町議会議長 吉岡 健太郎 双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町では令和2年3月に特定復興再生拠点区域の一部及び避難指示解除準備区域において、避難指示後初めて避難指示解除が実現したところですが、その区域は町域のわずか4%であり、残りの96%は依然として帰還困難区域となっています。本年7月14日に国、県及び双葉町による協議により、特定復興再生拠点区域の避難指示解除日を8月30日とすることが決定しましたが、東日本大震災から11年以上が経過した現在においても、未だに町民全員がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

また大熊町では、平成31年4月10日に避難指示解除準備区域と居住制限区域において、令和4年6月30日には特定復興再生拠点区域全域において避難指示が解除されました。町では国や県の御支援の下、生活環境の整備などに全力で取り組んでおりますが、町内に帰還した住民は震災前と比べてごく僅かにとどまっており、古里の再生に向けてはまだまだ長期間の取組を要します。

大熊町、双葉町は福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30~40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の海洋放出など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。このような特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で引き続き、復興を成し遂げるまでご支援いただきますようお願いいたします。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」としていることはもちろん、昨年8月に策定した政府方針及び本要望も踏まえて、希望する町民の帰還に向けた早急な取組、支援を行うとともに、全域の避難指示解除に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

1. 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

【復興庁、経産省（原子力災害現地対策本部）、環境省】

昨年8月に政府において、特定復興再生拠点区域外における対応の具体化等を内容とする政府方針が決定されました。これらを踏まえ、一刻も早く両町民がふるさとに戻り震災前の生活を取り戻すことができるよう、両町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について以下のとおり要望いたします。

- 政府方針に基づき、2020年代の早期に希望する住民が帰還できるよう、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、特定復興再生拠点区域外の住民の帰還の意向を迅速かつ丁寧に把握すること。また、意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない住民にも配慮して複数回行うこと。
- 帰還意向が確認された箇所については、他の区域に先んじて帰還・生活に必要な箇所を除染して避難指示解除を行うとともに、除染等に取り組む際には、安心して帰還できるよう、帰還生活に必要な範囲をそれぞれの生活に即して幅広くとらえるなど、住民の意向を丁寧にくみ取ること。
- 現在、両町民は全国の自治体に避難を余儀なくされており、その背景事情は様々である。また、帰還に際しても、例えば、生活基盤のある避難先を本拠としつつ、町内に週末のみ滞在するなどの多様なパターンが想定される。帰還を促進するため、長期に渡る避難生活の実態に即した帰還形態を認めること。
- 帰還困難区域の円滑な除染に当たっては、基幹となる道路、河川等の除染を行い、放射線量の低減を広範囲において定着させることが重要であるため、道路、河川等のインフラの除染を先行して実施すること。加えて、帰還困難区域は山林など比較的高線量な箇所が多く残されているなど課題を抱えている。円滑に帰還

が実現できるように先行的なモデル除染を実施すること。

- 除染に際しては、特定復興再生拠点区域外の空間線量が震災と原発事故から10年以上経過した今でも毎時 $12\mu\text{Sv}$ を超える非常に高線量な場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。国は、比較的空間線量が低い場所を前提とした現在の除染関係ガイドラインの見直しも含めて、地元自治体と十分に協議し、更に踏み込んだ形での拠点区域外の高線量地帯における試験的除染を先行して実施するなど、特定復興再生拠点区域外における除染を遅滞なく開始すること。
- 荒廃が進む特定復興再生拠点区域外の建物については、所有者から「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられており、一時立入りする町民の被ばく線量の累積、管理不全家屋での火災や延焼、災害発生時の放射性物質の流出、治安の悪化、イノシシ等の野生動物の発生等、多くのリスクを抱えており、さらに、廃屋となった家屋等の解体や除染が具体化しないことで、周囲の土地利用を検討できず復興の妨げとなっている。こうした住民の声や厳しい現状を踏まえ、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、速やかに方針を示すこと。
- 令和5年4月から施行となる相続土地国庫帰属制度について、放射能で汚染された土地についても除染の有無にかかわらず、本制度の対象とすること。
- 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組むこと。

2. 復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

【復興庁】

これまで平成23年度～令和2年度まで復興にあてられた事業規模は全体で約31兆円である一方、令和3年度～7年度の第2期復興・創生期間における事業規模は全体で約1.6兆円、そのうち福島県関係は約1.1兆円とこれまでの10年間と比べると格段に少ないものとなっています。

原子力災害で大きな被害を受けた双葉町は、先般、国、県等と協議を行い特定復興再生拠点区域の避難指示解除を本年8月30日とすることを決定しましたが、復興の状況は他の市町村と比べて大きく異なり、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除をもって、ようやく復興のスタートラインに立つに過ぎません。また大熊町も同様に、町の中心部だった地域を含む特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除されたばかりであり、JR大野駅を中心としたエリアの開発にようやく着手したところです。

震災から11年以上が経過し、復興がスタートする両町の各種取組の推進に対する支援について、以下のとおり要望します。

- 国においては、第2期復興・創生期間においても、両町は、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、帰還と移住を同時に進めなければならない特殊事情に応じた移住・定住などのソフト事業及びハードインフラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。
- まちづくりにあたっては、利用される見込みのない空き地・家屋等の建物や、本来目的での利用意向のない公共施設を、帰還・移住等環境整備推進法人を含め、民間の活力を生かして有効に活用することが有意義であることから、予算措置や税制措置等の拡充等、継続的な支援を行うこと。

- 長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、特段の配慮を行うこと。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

【経産省】

東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任があります。しかし、昨年2月に発生した福島県沖地震によって露呈した東京電力の地震対策の不備等、柏崎刈羽原子力発電所におけるテロ対策の決定的欠如、安全対策工事未了の発覚など、原子力発電所を担う企業として当然備えるべき緊張感や危機意識が欠けていると言わざるを得ず、地元との信頼関係が大きく損なわれる事態となっています。そこで、東京電力への監督・指導について、以下の通り要望いたします。

- 国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対して厳しい指導を徹底すること。

4. ALPS 処理水をめぐる責任を持った対応

【経産省】

ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、昨年 4 月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定されました。しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮すべきであり、以下の通り要望いたします。

- 国においては、実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督するとともに、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- トリチウム分離技術について、不断の技術開発に取り組み、ALPS 処理水の放出量低減化に積極的に取り組むこと。
- 復興の妨げとなる新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じるとともに、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。

創 巡 贈
る る る
——
おおくま。



(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 藤岡 俊之

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28